企業会計基準第39号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その３）	［項を加える。］
企業会計基準第40号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

○金融庁告示第十二号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（一般に公正妥当な企業会計の基準） **第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。	（一般に公正妥当な企業会計の基準） **第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。
別表一（第一条関係）	**別表一**（第一条関係）

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第37号	期中財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第38号	「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正
企業会計基準第39号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その３）
企業会計基準第40号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その２）

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第33号	中間財務諸表に関する会計基準
［同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号（同法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子